

(印紙)

## 「工賃向上計画の有効性評価の実施」に関する覚書

特定非営利活動法人 千葉県障害者就労事業振興センター（以下「甲」という）と、  
\_\_\_\_\_（以下「乙」という）は、  
甲が乙に対して行う工賃向上計画の有効性評価について、次のとおり「覚書」を取り交わす。

第1条 甲は「工賃向上計画の有効性評価（以下「評価」という。）」を実施し、乙はこれを受審することにより、乙が作成した工賃向上計画書が計画通りに実施され、有効に機能しているかについて確認し、工賃向上計画書に定めた目標の達成を促進することを目的とする。

第2条 乙が評価の対象事業所であることについては、甲と所轄行政部局との協議により任意に選定し、本覚書取り交わすことにより評価の実施及びそのことに伴う義務の発生が確定する。

第3条 甲が乙に対して実施する評価の詳細については「工賃向上計画の有効性評価規定（以下「評価規定」という。）」に定める。

第4条 甲は乙に対し、評価規定に基づき評価の実施について、次の事項を明らかにする。

1. 評価の目的と趣旨

2. 評価の日程、インタビュー対象者、評価項目、評価調査員名

第5条 甲は乙に対する評価業務において、評価規定に定めた規律義務事項を遵守する。

第6条 評価業務に係わる経費は、甲が負担する。

第7条 乙は、自らの業務に支障のない限り評価の実施に協力し、甲の求めに応じて、評価に必要な乙に関する情報を提供し、インタビューに応ずるものとする。

第8条 甲は評価の結果を評価実施日より4週間以内を目途に乙に対して文書により報告する。

第9条 乙は評価結果を工賃向上計画を有効に機能させ、目標達成のために活用する。また必要な場合甲に目標達成の支援を求めるものとする。

第10条 本覚書に定めのない事項については、相互信頼の原則に基づき、甲、乙協議の上決定するものとする

本「覚書」を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名捺印の上、各自、その1通を所有する。

平成 年 月 日

甲 特定非営利活動法人千葉県障害者就労事業振興センター

(住所)

千葉市中央区亥鼻2丁目9番3号

センター長 緒方 ともみ

乙 \_\_\_\_\_

(住所)

\_\_\_\_\_  
(代表者) \_\_\_\_\_ ㊞